

JIS

UDC 667.53

S 6020

朱 肉

⑤ JIS S 6020-1992

平成 4 年 8 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日用品部会 スタンプ台・印肉専門委員会

	氏名	所属
(委員長)	齊藤 一朗	工業技術院製品科学研究所
	植野 秀昭	財団法人日本文具検査協会
	梶原 義弘	国民生活センター
	紙川 明	通商産業省通商産業検査所
	島田 豊彦	通商産業省生活産業局
	染谷 昇	日本チェーンストア協会
	西野 正道	西野JIS研究所
	葛和 建己	株式会社森山工業所
	田村 剛	塚原工業株式会社
	服部 勲	シャチハタ工業株式会社
	福谷 豊	株式会社福谷工業所
	丸山 清巳	株式会社丸山工業
	岡本 巖	社団法人用度需要者協会
	中島 國三郎	株式会社印友舎
	岡山 忠二	千代田フェルト株式会社
	宮坂 昇一	宮坂産業株式会社
(事務局)	工藤 英武	工業技術院標準部繊維化学規格課
	平塚 智章	工業技術院標準部繊維化学規格課

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 35. 4. 1 改正：平成 4. 8. 1

官 報 公 示：平成 4. 8. 20

原案作成協力者：財団法人 日本文具検査協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 日用品部会 (部会長 吉田 富義)

審議専門委員会：スタンプ台・印肉専門委員会 (委員長 齊藤 一朗)

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部繊維化学規格課(☎100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1)へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。



朱 肉

S 6020-1992

SHUNIKU (Cinnabar seal-ink pads)

1. 適用範囲 この規格は、通常押印に使用する朱肉(以下、朱肉という。)について規定する。

備考 この規格の引用規格を、付表1に示す。

2. 種類 朱肉の種類は、朱油⁽¹⁾を含有させる材料によって次のとおりとする。

(1) スポンジ朱肉(一般事務用)⁽²⁾

(2) 練朱肉(特殊用)⁽³⁾

注⁽¹⁾ 顔料、展色剤及び粘性剤を主成分として混合したもの。

⁽²⁾ 朱油をパッドに含有させたもの。

⁽³⁾ 朱油と含有材を練り混ぜたもので、朱油の含有量が質量で85 %以上のもの。

3. 品質

3.1 有害物質 朱肉の朱油は、有害物質⁽⁴⁾を成分とする原材料を使用しないこと。ただし、練朱肉は除く。

注⁽⁴⁾ 有害物質とは、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に規定する毒物及び劇物をいう。

3.2 色度 色度は、5.3によって試験を行ったとき、表1の規定に適合しなければならない。

表1 色度

基準の色 <i>H V/C</i>	許容範囲		
	ΔH	ΔV	ΔC
7.5 R 5/14	±2.5	±1	12以上

備考1. 色の表示記号の定め方は、JIS Z 8721による。

2. 色の許容範囲 ΔH 、 ΔV 及び ΔC は、それぞれ基準の色からの色相差、明度差及び採度差を表す。

3.3 性能 性能は、5.によって試験し、表2の規定に適合しなければならない。

表2 性能

項目	品質	試験方法
押印性	着肉が良好で印影がはっきりしており、著しい顔料のにじみがないこと。	5.4
転写性	転写した印影が容易に判読できないこと。	5.5
耐光性	JIS L 0804の3号以上であること。	5.6
耐水性	押印に著しい変化がないこと。	5.7
耐薬品性	色の著しい変化がないこと。	5.8
耐衝撃性 ⁽⁵⁾	容器のひび割れ、かけ及びその他の異常がないこと。	5.9

注⁽⁵⁾ 金属製の容器は、適用しない。

4. 大きさの呼び及び内容量 大きさの呼び及び内容量は、表3のとおりとする。